

1. 障がい福祉サービス解説

障害福祉サービス 及び指定相談支援		内 容	対 象 者	主な事業所等
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等生活全般にわたる援助を行います	障害程度区分が区分1以上である者 (障がい児にあってはこれに相当する心身の状態)	【市内事業所】 (居宅・重度訪問介護) アースサポート(株)大和在宅サービスセンター 神奈川県ホームヘルプ協会・県央総合福祉ツクイ鶴間 介護ステーション「はあとふる」 セントケア大和 スマイルケア大和 ゲームメディカルケアサービスつきみ野 敬愛会居宅介護事業所 アイネットやまと 晃風園訪問介護 ワーカーズ想 ニチケアセンター大和 ハピネス (行動援護)
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います	障害程度区分が区分4以上である者	アイネットやまと てまりホームヘルプサービス (同行援護) ケアサービスやまと ゲームメディカルケアサービス ワーカーズ想 アイネットやまと
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、必要な援助を行います	障害程度区分が区分3以上である者 (障がい児にあってはこれに相当する心身の状態)	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行います	【身体介護を伴わない場合】 ・ 同行援護アセスメント票の点数が基準値以上の者 【身体介護を伴う場合】 ・ 同行援護アセスメント票の点数が基準値以上の者 ・ 障害程度区分が2以上 ・ 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外と認定	
	重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等を包括的に提供します	障害程度区分が区分6に該当する者 (障がい児にあっては区分6に相当する心身の状態)	
日中活動	短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います	障害程度区分が区分1以上である障がい者、障がい児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児	福田の里 けいずらいふ24 神奈川県立総合療育相談センター
	療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話等常時介護を要する方に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者(筋ジストロフィー患者)	独立行政法人国立病院機構箱根病院
	生活介護	障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を要し常時介護を要する方に、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方	福田の里分場 第2松風園 ふきのとう向生舎・ふきのとう舎
居住	施設入所支援	施設に入所する障がい者等に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護等、必要な日常生活上の支援を行います。	生活介護を受けている方であって障害程度区分が区分4(50歳以上の方)にあっては区分3)以上である方	アガベ老番館 さがみ野ホーム
	共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等の必要な日常生活上の世話を行います	障害程度区分が区分2以上に該当する知的障がい者及び精神障がい者	リバーシティ大和 どれみホーム かもめの家 おれんじハウス

1. 障がい福祉サービス解説

障害福祉サービス 及び指定相談支援		内 容	対 象 者	主な事業所等
訓練等 給付	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい又は有する障がい者に、障がい者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法等の支援を行います	身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者	七沢第二更生ホーム
	自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がい又は有する障がい者に、障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等の支援を行います	生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	クロスオーバー大和 ワークショップ・フレンド
	宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がい又は有する障がい者に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います	自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な知的障がい者、精神障がい者	キャンパス秦野 ヴィアあさひの丘
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験の提供、必要な訓練、求職活動に関する支援等を行います	就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、支援が必要な65歳未満の方	大和市障害者自立支援センター ワークセンターやまと ふきのとう舎
	就労継続支援 (A型)	雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約に基づき就労する方に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65才未満の方	障がい者自立支援たんぼぼ事業所 ユーマーハートフル藤沢
	就労継続支援 (B型)	雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者で引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方等	あゆみの家 ふきのとう舎 フレッシュゾーン・ボイス
居住	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います	障害程度区分が区分1以下に該当する知的障がい者及び精神障がい者	リバーシティ大和 森の家 ホームすずらん

2. 地域生活支援事業サービス解説

事業名	内 容	事業所等の説明
(1) 相談支援事業		
相談支援事業		
ア障害者相談支援事業	障がい者等の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います	大和市障害者自立支援センター、松風園、花音 福田の里
イ自立支援協議会	障がい者等の相談支援体制の構築、推進を図るため協議会を設置し、福祉サービス利用援助に係る相談支援事業の中立・公平性の確保のための体制構築の協議、困難事例への対応のあり方に関する協議、圏域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行います	大和市自立支援協議会設置
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。 具体的には、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します(ただし、本人に費用を負担するだけの収入があると認められる場合には、家庭裁判所の命令により本人負担となります)。	大和市障がい福祉課において、申し立てに要する費用及び後見人報酬について助成を実施。
(2) コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の方との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。 具体的には、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣した件数及び大和市障がい福祉課窓口 に手話通訳者を設置した日数
(3) 日常生活用具給付等事業		
重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付を給付又は貸与します		
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器等	
②自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、火災警報機等	
③在宅療養等支援用具	吸入器、電気式たん吸引器等	
④情報・意思疎通支援用具	点字器、点字タイプライター等	
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等	
⑥居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	
(4) 移動支援事業	障がい者等であって、外出時に移動の支援が必要と認められる方が、社会参加又は余暇活動のための外出等を行う場合に、外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。	介護支援ステーションアイネットやまと、ワーカーズ想事業所、アースサポート(株)、介護ステーションはあとふる、ダームメディカルケアサービスつきみ野、ハッピー中央林間ヘルパーステーション、総合福祉ツクイ鶴間
(5) 地域活動支援センター事業		
①基礎的事業	障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。	地域活動支援センター コンパス
②機能強化事業	基礎的事業に加え、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します	地域活動支援センター コンパス
(6) 日中一時支援事業	主に児童に対し、施設で宿泊を伴わない預かりのサービスを提供します	松風園・サポートハウスワンピースⅡ・Ⅲ・福田の里・ヘルピングハンズやまと
(7) 訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障害者で浴室での入浴が困難な人に対し、訪問入浴車を派遣し居室に簡易浴槽を設置して入浴サービスを実施します	市委託業者